

昭和中央土地区画整理組合、役員不在となり「死に体」

鉏路市昭和中央土地区画整理組合の問題を、6月議会でも取り上げました。昭和中央土地区画整理組合は、いま、組合創設以来の危機的状態を迎えています。この間、ずっと総会が開かれず、役員の改選が行われてこなかったため、前理事長が死去したあとは役員がたった一人残されたままでした。この方が理事長の権限を行使していたのですが、その方が今年になって死去し、とうとう役員が一人もいなくなったのです。

土地の売却もできない

組合の収入源は保留地の販売益です。しかし、理事がいないので移転登記できず土地の売却ができません。賦課金の未納者に新たな差押もため、差押えている土地を現金化することもできません。総会を招集すべき理事がいないのでから先の見通しはもてません。

組合員の同意による臨時総会招集

唯一、組合の正常化を図る方法は、土地区画整理法32条3で規定されている組合員の五分の一の同意を持って組合員が臨時総会を招集することです。

直接請求は実印・印鑑証明？

H22年頃、組合員有志が組合に対して帳簿類の閲覧・謄写を求め直接請求運動に取り組もうとしたことがありました。市役所に問い合わせたところ、市は「署名が本人かどうか確認する必要があります。実印を押し、印鑑証明書を添付する」よう求めました。

市議会で「総会の招集についても同様の本人確認になるのか」と質問すると、実印・印鑑証明なしで今回はいいというから二度目のビックリ。



恣意的な本人確認は許されない

組合に都合の悪い直接請求はハードルを上げて、今度は総会ができないと困るので、ハードルを下げるというならば、「恣意的で不公平」な対応です。

一番の問題は本人確認の方法です。組合員になりすました同意・署名が許されないのは、臨時総会の招集でも、帳簿類の閲覧でも同じです。本人確認の



村上かずしげ通信 24.7.21 発行 日本共産党市議団 23-5212



方法を緩めれば不正を見逃す危険もあります。大事なのは共通する仕組みをしっかりとって適切に運用することです。

「実印・印鑑証明を求めた以前の指導は間違いだったと考えないのか」との質問にも、帳簿類の閲覧はその後の影響が大きいので、本人確認は厳格にと開き直りました。

実印・印鑑証明書の添付を譲らないとすれば、その印鑑証明などが悪用されるリスクも考えなければなりません。

市の理屈は成り立ちません

必要な署名数は帳簿類の閲覧は10分の一で、臨時総会招集は五分の一。臨時総会の招集より、帳簿類の閲覧の方が、基準が低いことも明らかです。

また、帳簿類の閲覧と言っても、警察の強制捜査ではありません。個人名が特定されないよう黒塗りにすることもできますし、正当な理由ということの一部の書類を非開示にすることもできます。閲覧したことで犯罪の証拠に使われたとしても、不正なお金の流れがあること自体が問題です。